

生活協同組合共立社定款(抜粋)

【目的】第1条

この生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づいて、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図るとともに、平和で明るい地域社会づくりに貢献し、国民福祉の増進を図ることを目的とします。

【事業】第3条

この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し(これを加工しましたは生産し)て組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号の事業を除く。)を設置し、組合員が利用する事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障がい者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (6) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (7) 保険代理に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

【区域】第4条

この組合の区域は、山形県、秋田県、宮城県とします。

【事務所所在地】第5条

この組合は、事務所を山形県鶴岡市に置きます。

【組合員の資格】第6条

この組合の区域内に住所のある者は、この組合の組合員となることができます。この組合の区域内に勤務先のある者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承諾を受けて、この組合の組合員となることができます。

【加入の申し込み】第7条

前条に規定する者が、組合員になろうとすることは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければなりません。

2. この組合は、前項の申込みを拒めません。ただし、前項の申込みを拒むことについて、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではありません。
3. この組合は、前条に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を加えません。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除いて、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となります。
5. この組合は、組合員となった者の組合員証を作成し、その組合員に交付します。

【届出の義務】第9条

組合員は、組合員の資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届け出なければなりません。

【自由脱退】第10条

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。

2. この組合からの通知が2年連続してあて先不明で返送され、かつ当該組合員が第9条に定める住所変更届け義務を2年間行わずこの生協と連絡が取れない場合において、更に3年の経過期間を経て、引き続き利用・増資・減資・住所変更届出等がなかった場合には、この生協は脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。
3. この組合は、前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、公告による住所の変更届出の催告をしなければなりません。
4. 第2項の規定により理事会が脱退処理をおこない、更に2年後、払戻し請求権の時効となった場合には、その結果について総(代)会に報告するものとします。
5. 脱退の公告及び手続きに関しては、別に『みなし自由脱退の公告及び手続きに関する規則』で定めます。

【法定脱退】第11条

組合員は、次の事由によって脱退します。

- (1) 組合員の資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

【脱退組合員の払戻し請求権】第13条

脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求できます。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができます。
3. この組合は、事業年度末において、この組合の財産でその債務を完済するのに不足する場合は、第1項の払戻しを行いません。

【出資】第14条

組合員は、出資1口以上を有しなければなりません。

2. 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、2万口とします。
3. 組合員は、出資金額の出資口数について、相殺をもってこの組合に対抗することはできません。
4. 組合員の責任は、その出資金額を限度とします。

【剰余金の割戻し】第78条

この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資金額に応じて組合員に割戻すことができます。

出資金の「きまり」(抜粋)

【目的】第1条

すべての組合員が出資金増強運動に参加することを促進し、生活協同組合共立社(以下「生協」という。)の最も重要な資金である出資金を運動・事業の発展に即して安定・増加させていくことを目的としてこの「きまり」を定めます。生協は組合員が出資・利用・運営する組織ですから、少数の方がたくさんのお金を出さず、みんなで支える出資金にして、この生協の経営基盤を強めていきましょう。

【加入時出資金】第2条

加入時出資金は2口1,000円以上とします。

【最低出資金額】第3条

最低出資金額とは、すべての組合員がこの生協に加入後速やかに到達しなければならない出資金額のことをいい、10口5,000円とします。

2. 組合員は、速やかに最低出資金額まで出資金を積み立てるものとします。

【だれもがめざす出資金額】第4条

だれもがめざす出資金額とは、すべての組合員が目標とする出資金額のことをいい、5万円とします。

2. 組合員は計画的に増資に取り組み、だれもがめざす出資金額(5万円)に到達するよう努力します。

【増資】第5条

組合員は、現金増資・口座振替増資・OCR増資及び出資配当金・利用高割戻し金などの出資金への振替えによって出資金を増やすことができます。

2. 組合員が現金で増資をする場合は、くらしのセンター(生協店舗)のサービスカウンターで申し込むこととします。

3. 組合員が口座振替で増資をする場合は、この生協経理部に届け出て口座登録をします。
4. 組合員がOCR増資をする場合は、宅配OCR用紙に出資口数を記入して行います。
5. 一回の増資金額は、原則として500円以上100円単位です。

【減資=出資口数の減少】第6条

組合員は、事業年度の末日の90日前までに予告すれば、その事業年度の終わりに減資をすることができます。(これは生協法、定款の定めるところです。)

2. 前項のきまりにかかわらず、やむをえない事情がある場合は、だれもがめざす出資金額を残して出資口数を減少することが出来ます。
3. 前項の「やむをえない事情」とは、火災・事故・病気・入院など常務理事会が決定します。

【出資配当金等の出資振替】第7条

事業年度末における出資配当金・利用高割戻し金は、特に申し出のない限り全額出資金に振替えることとします。

2. 前項の出資配当金、利用高割戻し金の出資金への振替えは、その事業年度の通常総代会の翌日付けとします。

利用規程

宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)などのご利用に関する諸規程になります。
ご利用前に必ずご確認ください。なお、ご不明な点がございましたら、経理部まで
お問い合わせください。

お問い合わせ

生協共立社経理部 (9:00～18:00)

☎0235-22-5120

◆この規程は、2007年7月21日より適用とします。 ◆2008年8月6日修正 ◆2011年12月21日修正

	項目	利用規程
1	利用限度額	宅配・サービス事業利用 利用期間に応じて、月度の利用限度額を定めます。 ・利用開始～1ヶ月まで: 月度10万円 ・2ヶ月～6ヶ月まで : 月度20万円 (分割残含む) ・7ヶ月～12ヶ月まで : 月度30万円 (分割残含む) ※口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を月度20万円とします。
2	割賦規程	①均等分割払い 分割回数: 最長10回 分割金利: 2回までなし。 3回以上⇒ $0.005 \times \text{分割回数} \times \text{利用金額 (税抜)}$ 実質年率: 11.2%～12% 支払い日: 毎月5日 ②ボーナス1回払い 分割金利: なし 支払い日: 12月21日～7月20日利用分⇒8月5日 7月21日～12月20日利用分⇒1月5日 ③ボーナス2回払い 分割金利: $0.03 \times \text{利用金額 (税抜)}$ 実質年率: 8.8%～11.5% 支払い日: 8月5日・1月5日 ④利用条件 分割払いのご利用は、1万円以上の商品に限ります。 1回の支払い金額は、最低3,000円です。 ※「Week」に掲載の商品は分割払いできません。
3	利用停止規程 ※残高不足による 口座振替不能の場合	宅配・配達灯油利用 5日時点で口座振替不能、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合、20日より利用停止となります。 ※4ヶ月連続で入金を確認できない場合、債権回収会社又は法律事務所へ集金業務を委託する場合があります。 共済利用 4ヶ月連続で未払いになった時点で契約失効となります。
4	利用停止解除の条件	宅配利用 入金確認後、翌週から利用可能となります。 ※但し、停止条件により「誓約書」の提出が必要になります。 注文書・カタログの配布 利用停止解除後、注文書とカタログの自動発行には、2～3週間かかります。それまでの間は仮の注文書とカタログをお届けしますので、ご希望の場合はコールセンターまでご連絡ください。 ※仮の注文書でも問題なくご注文していただけます。 また、お電話・インターネットサイトでもご注文可能です。
5	その他	①利用高割戻し ・利用高割戻し対象の業態 ①宅配 ②くらしのセンター(生協店舗) ③配達灯油 ④移動店舗「せいきょう便」 ・利用高割戻し対象外の業態 ①ガソリン ②葬祭 ③提携サービス事業 ②口座振替停止規程 5日に口座振替不能で、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合は、翌月5日に再び口座振替をさせていただきます。 その際も口座振替不能で、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合は、以降、口座振替は行いません。入金確認後、口座振替を再開いたします。 ※但し、停止条件により「誓約書」の提出が必要になります。 ③口座振替不能になった場合の支払い方法 ※再請求事務手数料365円(税込)がかかります。 口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額の振込用紙がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。 ①コンビニエンスストアにて19日中までに振込み入金 ②くらしのセンター(生協店舗) サービスカウンターにて19日午後6時までに入金 ③配達支部にて19日までに入金(土日休み) ※配達時に生協職員が現金をお預かりすることはできませんので、ご了承ください。

こんなときは…

Q1

商品が足りない、違うものが届いているけど？

お手数ですが、納品書に載っているかご確認の上、コールセンターまでご連絡ください。(はんをご利用の場合は、お互いに取り間違いがないかご確認ください。)

Q2

商品が傷んでいる、不良品みたいなんだけど？

お手数ですが、お早めにコールセンターまでご連絡ください。交換またはご返金させていただきます。

Q3

商品を返品したい場合は？

良品の返品(雑貨品・衣料品・化粧品等)は、商品をお届けした翌週に、納品書と返品商品を一緒にして配達担当者へお渡しください。

※不良品を除く食品の返品はお受けできません。ご了承ください。

※チケットの返品はお受けできません。ご了承ください。

※食品の安全を確保する為、組合員の皆様から返品やキャンセルされた食品は廃棄しています。

食品の廃棄削減にご協力をお願いします。

Q4

『くらしと生協』『スクロール』のカタログで買った服のサイズが合わないので交換したい。

交換をご希望の場合は、商品が届いた状態でご返品いただき、再注文をお願いします。

ただし、商品によっては、再注文を承れない場合がありますので、予めご了承ください。

Q5

配達日が祝祭日のときは？

祝祭日も商品のお届け・注文書の回収にお伺いします。ただし、年末年始は配達曜日・時間に変更になる事があります。その場合は、事前にご案内します。

Q6

「はん」から「個配」に変更するには？

お手続きが必要です。

配達担当者かコールセンターまでご連絡ください。

Q7

しばらく利用を休みたい、または利用を中止したい場合は？

お早めに配達担当者かコールセンターまでご連絡ください。

※中止のご連絡のタイミングにより個人宅配・なかよし個配ご利用の組合員は、中止(脱退)される月にも、手数料が請求になる場合があります。

Q8

県外へ引っ越すことになったけど…？

県外転居の場合は、生協脱退の手続きが必要となります。

また転居先の生協をご紹介させていただきます。

お早めに配達担当者かコールセンターまでご連絡ください。

※CO・OP共済は転居先都道府県の生協へご加入することで継続できる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



注文書発行停止と手数料変更について

●はん組合員

8週間続けてご注文が無いと、注文書の発行が停止します。注文書の配布を再開したい場合は、お電話でコールセンターへご連絡ください。

●なかよし個配

以下の条件でお二人とも個人宅配と同じ基本手数料になります。

- ① 1人(または2人)が8週間連続でご利用をお休みされた場合
- ② 1人が脱退、または他の班に移動したため、なかよし個配でのご利用が1人になってしまった場合
- ③ 品代金未収等により注文書の発行が停止となった場合

※はん・個配からなかよし個配へ移動した方、以前宅配をご利用していた方については、なかよし個配登録前の利用状況が引き継がれます。過去直近の利用しない回数を含め連続8週間ご注文が無い場合、上記①が適用されます。

脱退されるときは

宅配(はん、個人宅配、なかよし個配)を辞めて、店舗は継続して利用する場合

生協の組合員として引き続き登録されます。配達担当者またはコールセンターまでご連絡ください。出資金はそのまま積み立てられたままとなります。

宅配(はん、個人宅配、なかよし個配)も店舗の利用も辞める場合

生協の組合員脱退となります。出資金は全額お返しします。専用の用紙がありますので、コールセンターまたはくらしのセンター(生協店舗)サービスカウンターへお問い合わせください。

◆法定脱退(県外転居、ご本人様の死亡の場合)は、随時ご登録口座へお振込みさせていただきます。

◆自由脱退(法定脱退以外の理由による脱退の場合)は、定款にもとづいて、以下の通りご登録口座へお振込みさせていただきます。

◇毎年12月20日までお申し出の場合は、翌年3月20日(年度末日)にご登録口座へお振込みさせていただきます。

◇12月21日以降のお申し出の場合は、翌々年度末日にご登録口座へお振込みさせていただきます。

各種お問い合わせ

営業時間

月～金 9:00～20:00

土 9:00～18:00

生活協同組合共立社コールセンター



0120-916-244

氏名	様	組合員コード							
----	---	--------	--	--	--	--	--	--	--

※対応品質の向上と、お問い合わせ内容を聞き漏らすことの無いように、通話内容を録音させていただいております。

※お問い合わせ内容によっては、関係部署・担当から再度連絡させていただいたり、回答にお時間を要したりする場合があります。

※時間帯によって、お電話が混雑する場合があります。 ※番号を通知しておかけください。

配達支部一覧

配達支部	配達エリア	配達支部	配達エリア
鶴岡酒田支部	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	山形支部	山形市、上山市、山辺町、中山町
新庄支部	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	天童寒河江支部	天童市、寒河江市東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、
北村山支部	村山市、尾花沢市、大石田町	置賜支部	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

ステーション一覧

ステーション	住所	ステーション	住所
コープ千石内ステーション	鶴岡市長者町8-25	天童ステーション	天童市駅西2-4-18
鶴岡協同の家こびあ内ステーション	鶴岡市余慶町1-2	寒河江ステーション	寒河江市新山町1-40-1
こびあコープ酒田内ステーション	酒田市泉町1-15	西置賜ステーション	長井市十日町2-7-7
新庄ステーション本町	新庄市本町5-17	南陽ステーション	南陽市赤湯3176-5
新庄ステーション金沢	新庄市上金沢町3-21	よねざわステーション	米沢市徳町156
桜田ステーション	山形市飯田1-1-36		

くらしのセンター(生協店舗)一覧

鶴岡協同の家こびあ

鶴岡市余慶町1-2

☎0235-25-5005

コープあおやぎ

鶴岡市青柳町37-6

☎0235-23-6321

コープすずかわ

山形市五十鈴1-7-65

☎023-624-3440

コープ大山

鶴岡市大山2-2-10

☎0235-33-2471

こびあコープ酒田

酒田市泉町1-15

☎0234-33-0470

コープひがしはら

山形市東原町3-1-11

☎023-641-4388

コープ切添

鶴岡市切添町17-15

☎0235-24-9251

コープなかのくち

酒田市東栄町10-5

☎0234-22-3150

コープ桜田

山形市桜田東4-9-15

☎023-674-7577

コープ千石

鶴岡市長者町8-25

☎0235-24-3477

コープしろにし

山形市城西町5-26-28

☎023-643-0335

電話番号の
お掛けまちがいに
ご注意ください

ホームページ



Facebook



Instagram



Youtube

※本誌に掲載している内容(金額・日時等)は
2024年4月現在のものです。期中変更となる
場合もありますので、ご了承ください。